

京都府公立大学法人会計規則（以下「会計規則」という。）第32条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成29年8月15日

京都府公立大学法人
理事長 長尾 真

1 入札に付する事項

(1) 委託業務の名称

京都府立医科大学附属北部医療センター 検体検査及び細菌検査業務

(2) 業務の内容等

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 履行期限

平成29年9月1日から平成31年8月31日まで

(4) 履行場所

与謝郡与謝野町字男山481番地

京都府立医科大学附属北部医療センター

2 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒629-2261 与謝郡与謝野町字男山481番地

京都府立医科大学附属北部医療センター事務部会計課

電話番号（0772）46-3371

(2) 入札説明書・仕様書の交付期間

平成29年8月15日（火）から平成29年8月23日（水）まで。

ただし、日曜日及び土曜日を除く。交付時間は午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

なお、交付を希望する業者は、事前に担当課まで連絡を入れた後、交付を受けること。

3 一般競争入札に参加する者に必要な資格

一般競争入札に参加することのできる者は、次の（1）から（6）までのいずれにも該当する者で、4に掲げる資格審査の項目について審査し、その資格を認定された者に限る。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者

(2) 府税、消費税及び地方消費税を滞納していない者

(3) 審査基準日（平成29年4月1日をいう。）において直前2営業年度以上の営業実績を有する者

- (4) 一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）又は添付書類に、故意に虚偽の事実を記載していない者
- (5) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の競争入札について指名停止とされていない者
- (6) 医療法施行規則第9条の8第2項に基づく検体検査の業務を病院又は診療所以外の場所で適正に行う能力のある者の基準を満たす者、CAPサーベランスを実施している者、品質マネジメントシステムを導入しており、ISO15189を取得している者、日本医師会コントロールサーベイの総合評価が95点以上の者及び日本臨床検査技師会コントロールサーベイにおける評価対象検査の95%以上が合格評価となっている者

4 資格審査の項目

- (1) 審査基準日の直前の営業年度の決算における資本金額
- (2) 審査基準日の直前の営業年度の決算における流動比率
- (3) 審査基準日の従業員数
- (4) 審査基準日までの営業年数
- (5) 審査基準日の直前2営業年度における営業実績

5 資格審査の申請手続

資格審査を受けようとする者は、申請書を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

(1) 申請書の交付期間等

ア 交付期間 平成29年8月15日（火）から平成29年8月23日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 交付場所 〒629-2261 与謝郡与謝野町字男山481番地
京都府立医科大学附属北部医療センター 事務部会計課
電話番号（0772）46-3371

ウ 交付方法 直接交付する。

(2) 申請書の提出期間等

ア 提出期間 平成29年8月15日（火）から平成29年8月23日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）

イ 提出場所 (1)のイに同じ

ウ 提出方法 提出期間中の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）の間に持参により提出するものとし、郵送及び電送による提出は認めない。

(3) 添付資料

申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

ア 営業実績調書

イ 法人にあつては商業登記事項証明書又は法人登記事項証明書及び定款の写し、
個人にあつてはその者の成年被後見人及び被保佐人でないことの証明書並びに破産者で
復権を得ないものでないことの証明書

ウ 府税納税義務者にあつては、府税納税証明書

エ 消費税及び地方消費税の納税証明書

オ 法人にあつては審査基準日の直前2営業年度に係る財務諸表（貸借対照表、損
益計算書、剰余金計算書及び剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書）、個人にあつて
は所得税の確定申告書の写し

カ 権限を営業所長等に委任する場合には委任状及び受任者の身分証明書

キ 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第20条の3に
基づく衛生検査所の登録を証する書類、CAPサーベランスを実施していることを証す
る書類、ISO15189の取得を証する書類、日本医師会コントロールサーベイの総
合評価が95点以上であることを証する書類及び日本臨床検査技師会コントロールサー
ベイにおける評価対象検査の95%以上が合格評価となっていることを証する書類

(4) 証明書類の提出

申請書及び添付資料（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公
正を図るため、申請書等の記載事項を証明する書類の提出を求めることがある。

(5) その他

提出書類の作成に要する経費は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

6 参加資格を有する者の名簿への登載

3について参加資格があると認定された者は、京都府立医科大学附属北部医療センター検
体検査及び細菌検査業務に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。

7 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、申請書を提出した者に文書で通知する。

8 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、7による資格審査の結果を通知した日から平成29年8月31日
までとする。

9 変更届

申請書を提出した者（6の名簿へ登載されなかった者を除く。）は、次に掲げる事項のい
ずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届によ
り当該変更に係る事項を京都府立医科大学附属北部医療センター（以下「病院長」という。）
に届け出なければならない。

(1) 商号又は名称並びに所在地

(2) 営業所等の名称又は所在地

- (3) 法人にあつては、資本金又は代表者の氏名
- (4) 個人にあつては、氏名

10 参加資格の承継

- (1) 参加資格を有する者が、次のアからエまでのいずれかに該当するに至った場合においては、当該各号に掲げる者（3の（1）及び（2）に該当する者並びに承継の際に京都府の指名競争入札について指名停止とされている者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると病院長が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。
 - ア 個人が死亡したときは、その相続人
 - イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その二親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族
 - ウ 個人が法人を設立したときは、その法人
 - エ 法人が合併又は分割したときは、合併後存続する法人若しくは合併によって設立する法人又は分割によって営業を承継する法人
- (2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他病院長が必要と認める書類を病院長に提出しなければならない。
- (3) (2)により資格承継審査申請書の提出があつたときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

11 参加資格の取消し

- (1) 参加資格を有する者が次のアからカまでのいずれかに該当するに至ったときは、その資格を取り消し、その事実があつた後2年間競争入札に参加させないことがある。その者の代理人、支配人その他使用人又は入札代理人として使用する者が次のアからカまでのいずれかに該当するに至ったときも、また同様とする。
 - ア 契約の履行に当たり、故意に内容、数量等に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなく契約を履行しなかつた者
 - カ 前各号のいずれかに該当する事実があつた後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (2) (1)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

1 2 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所等

ア 日時 平成29年8月30日(水)午後2時00分

イ 場所 与謝郡与謝野町字男山481番地

京都府立医科大学附属北部医療センター 会議室(本館2階)

(2) 入札方法

持参によるものとし、郵送及び電送による入札は認めない。

(3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3に掲げる資格のない者のした入札

イ 一般競争入札参加資格審査申請書若しくは添付資料を提出しなかった者又は虚偽の記載をした者の入札

ウ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法

京都府公立大学法人契約管理要綱第6条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 契約書作成の要否

要する。

1 3 入札保証金

免除する。

1 4 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関(以下「銀行等」という。)が振り出し、又は支払い保証をした小切手又は銀行等の保証を持って契約保証金の納付に代えることができ、京都府公立大学法人契約管理要綱第31条第2項第3号に該当する場合は、免除する。

15 その他

- (1) 1から14までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 詳細は、入札説明書による。